



宮 崎 県 公 報

平成29年3月29日(水曜日)号外 第15号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁	
○みやざき産業人財確保支援基金条例…………… (フードビジネス推進課) 2		○宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例…………… (総務課) 5
○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (経・産・労務課) 3		○宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (") 6
○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… (情報政策課) 4		○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 8
		○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例…………… (") 10
		○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (") 15
		○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 17
		○宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (") 18

本号で公布された条例のあらまし

◎ みやざき産業人財確保支援基金条例 (条例第6号)

1 制定の理由及び主な内容

県内に就職した大学卒業者等の奨学金の返還を産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う人財の県内への就職と定着を促進するため、みやざき産業人財確保支援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (条例第7号)

1 改正の理由及び主な内容

特定非営利活動促進法の改正に伴い、海外への送金に係る手続きの見直しを行う等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

条例で定める個人番号を利用することができる事務に肝炎治療費の助成に関する事務の追加等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年5月30日から施行することとしました。

◎ 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例 (条例第9号)

1 改正の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

職員の通勤実態等を踏まえ、自動車に係る通勤手当額の改定等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員が仕事をしながら育児や要介護家族の介護を行うための環境の整備等を目的として国と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 改正の理由及び主な内容

職員の業務実態の変化等を踏まえ、特殊勤務手当の額や支給要件等の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

みやざき動物愛護センターの設置及び公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県動物愛護センターの新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

条 例

みやざき産業人財確保支援基金条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

みやざき産業人財確保支援基金条例

（設置）

第1条 少子高齢化による本格的な人口減少社会を迎える中で、県内に就職した大学卒業者等の奨学金の返還を産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う人財の県内への就職と定着を促進することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、みやざき産業人財確保支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 7 号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p>第 9 条 法第55条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、<u>助成金の支給を行った場合は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200万円以下のものを除く。）を行う場合は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく。）</u>行うものとする。</p> <p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）</p> <p>第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第 149号。以下「電子文書法」という。）の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第 1 項及び第 2 項、第35条第 1 項、第54条第 1 項（法第62条（法第63条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第54条第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。</p> <p>(2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める作成は、法第14条、第28条第 1 項、第35条第 1 項及び第54条第 2 項から第 4 項までの規定による書面の作成とする。</p> <p>(3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第 3 項、第45条第 1 項第 5 号（法第51条第 5 項及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第52条第 4 項及び第54条第 5 項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(助成金支給書類の提出)</p> <p>第 9 条 法第55条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、<u>助成金の支給後、遅滞なく行うものとする。</u></p> <p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）</p> <p>第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第 149号。以下「電子文書法」という。）の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第 1 項及び第 2 項、第35条第 1 項、第54条第 1 項（法第62条（法第63条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第54条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。</p> <p>(2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める作成は、法第14条、第28条第 1 項、第35条第 1 項並びに第54条第 2 項及び第 3 項の規定による書面の作成とする。</p> <p>(3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第 3 項、第45条第 1 項第 5 号（法第51条第 5 項及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第52条第 4 項及び第54条第 4 項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる認定特定非営利活動法人等によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る書類については、この条例による改正後の第 9 条及び第10条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 8 号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第19条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～7 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務	[略]		3 [略]		4～7 [略]		機 関	事 務	特定個人情報	1 [略]			<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 知事</td> <td style="text-align: center;"><u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5～8 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 知事</td> <td style="text-align: center;"><u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、生活保護法による保護の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務	[略]		3 [略]		4 知事	<u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	5～8 [略]		機 関	事 務	特定個人情報	1 [略]			2 知事	<u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、生活保護法による保護の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報</u>
機 関	事 務																																	
[略]																																		
3 [略]																																		
4～7 [略]																																		
機 関	事 務	特定個人情報																																
1 [略]																																		
機 関	事 務																																	
[略]																																		
3 [略]																																		
4 知事	<u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																	
5～8 [略]																																		
機 関	事 務	特定個人情報																																
1 [略]																																		
2 知事	<u>宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、生活保護法による保護の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報</u>																																

2 [略]

3 [略]

であって規則で定め
るもの

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、<u>実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）</u>が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</p>

以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報(エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。)であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

エ 当該個人が県の機関又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報が県又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報(公務員等職務遂行情報を除く。)のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分(公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。)

(3)～(7) [略]
第3章 [略]
第1節 [略]

第16条の2 [略]

(出資法人の情報公開)

第24条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(公社を除く。)であつて実施機関(公社を除く。次項において同じ。)が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為であつて、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項に規定する県が設立した地方独立行政法人(以下「当該法人」という。)が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為であつて、施行日以後に当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報(エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。)であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

エ 当該個人が県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報が県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報(公務員等職務遂行情報を除く。)のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分(公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。)

(3)～(7) [略]
第3章 [略]
第1節 [略]

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)

第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

第16条の3 [略]

(出資法人の情報公開)

第24条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。)であつて実施機関(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。次項において同じ。)が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 [略]

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、議会、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第2条又は宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報であって、実施機関が保有し、又は保有しようとするものをいう。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。</u>）を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し県が実施する施策に協力するとともに、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項、第2項及び第4項の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2第1項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、議会、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（<u>県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。</u>）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第2条又は宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報であって、実施機関が保有し、又は保有しようとするものをいう。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し県が実施する施策に協力するとともに、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項、第2項及び第4項の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2第1項</p>

<p>及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第 42 条 [略]</p> <p>第 5 節 審査請求等</p> <p>第 42 条の 2 [略]</p> <p>(出資法人の個人情報の保護)</p> <p>第 50 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第 42 条 [略]</p> <p>第 5 節 審査請求等</p> <p><u>(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)</u></p> <p>第 42 条の 2 <u>県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。</u></p> <p>第 42 条の 3 [略]</p> <p>(出資法人の個人情報の保護)</p> <p>第 50 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（<u>県が設立した地方独立行政法人を除く。</u>）であって実施機関（<u>県が設立した地方独立行政法人を除く。次項において同じ。</u>）が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 7 項、第 36 条及び第 37 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした処分、手続その他の行為であって、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する県が設立した地方独立行政法人（以下「当該法人」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為であって、施行日以後に当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 11 号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 知事等の給与は、給料及び期末手当とする。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 知事等の給与は、給料、<u>通勤手当</u>及び期末手当とする。</p> <p><u>(通勤手当)</u></p> <p>第 4 条 知事等の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。</p> <p>〇</p> <p>(期末手当)</p>

<p>第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 155」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 5 条・第 6 条 [略]</p>	<p>第 5 条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 155」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 6 条・第 7 条 [略]</p>
<p>（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>第 4 条～第 7 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給与は、給料、<u>通勤手当</u>、期末手当及び退職手当とする。</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第 4 条 常勤の監査委員の通勤手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。</p> <p>第 5 条～第 8 条 [略]</p>
<p>（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）</p> <p>第 3 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年宮崎県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 企業局長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 155」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 5 条～第 7 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 企業局長の給与は、給料、<u>通勤手当</u>、期末手当及び退職手当とする。</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第 4 条 企業局長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 155」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 6 条～第 8 条 [略]</p>
<p>（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第 4 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和 45 年宮崎県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>附 則 （通勤手当の額の特例）</p> <p>10 改正後の条例第 5 条の 9 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員であって、自動車等（原動機付のものに限る。）を使用する距離が片道 2 キロメートル以上であるものの通勤手当の額は、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 3 項並びに第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）同条第 1 項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,400 円から 3 万 4,200 円までの範囲内で人事委員会規則で定め</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>附 則 （通勤手当の額の特例）</p> <p>10 改正後の条例第 5 条の 9 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員であって、自動車等（原動機付のものに限る。）を使用する距離が片道 2 キロメートル以上であるものの通勤手当の額は、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）改正後の条例第 5 条の 9 第 1 項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,300 円から 5 万 5,000 円までの範囲内で人</p>

<p>額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(2) 同条第1項第3号に掲げる職員 同条第2項第3号中「前2号」とあるのは「第1号及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年宮崎県条例第44号。以下「一部改正条例」という。）附則第10項第1号」と、「前号」とあるのは「一部改正条例附則第10項第1号」と読み替えて、同条第2項、第3項又は第4項の規定を適用した場合に得られる額</p>	<p>事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(2) 改正後の条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員 同条第2項第3号中「前2号」とあるのは「第1号及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年宮崎県条例第44号。以下「一部改正条例」という。）附則第10項第1号」と、「前号」とあるのは「一部改正条例附則第10項第1号」と読み替えて、同条第2項又は第3項の規定を適用した場合に得られる額</p>
---	--

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 教育長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>第4条～第9条 [略]</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 教育長の給与は、給料、<u>通勤手当</u>、期末手当及び退職手当とする。</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第4条 教育長の通勤手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。</p> <p>第5条～第10条 [略]</p>

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第6条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 病院局長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第5条～第7条 [略]</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 病院局長の給与は、給料、<u>通勤手当</u>、期末手当及び退職手当とする。</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第4条 病院局長の通勤手当の額は、<u>職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第6条～第8条 [略]</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休暇)</p> <p>第 5 条 職員の休暇は、次条から第 8 条までの規定及び人事委員会が定める基準に基づき、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない時間並びに第 8 条の 2 の規定に基づき、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。</p> <p>2 前項の休暇は、次条から第 8 条の 2 までに規定する休暇にあっては 1 時間を単位として、人事委員会が定める基準に基づく休暇にあっては 30 分を単位として与えることができる。ただし、休暇の残日数に 1 時間未満の端数があり、その全てを使用するときは、1 分を単位とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。</p> <p>2 前項の休暇（以下「介護休暇」という。）の期間は、<u>同項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(休日等の勤務及び休暇の取消し)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>前 3 条の規定によって職員に休暇を与えた場合において、その事由が消滅したと認めるときはこれを取り消すことができる。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第 5 条 職員の休暇は、次条から第 8 条までの規定及び人事委員会が定める基準に基づき、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない時間並びに第 8 条の 2 第 1 項及び第 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。</p> <p>2 前項の休暇は、次条から第 8 条の 2 までに規定する休暇にあっては 1 時間を単位として、<u>第 8 条の 3 に規定する休暇及び人事委員会が定める基準に基づく休暇にあっては 30 分を単位として与えることができる。</u>ただし、休暇の残日数に 1 時間未満の端数があり、その全てを使用するときは、1 分を単位とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「<u>要介護者</u>」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。</p> <p>2 前項の休暇（以下「介護休暇」という。）の期間は、<u>要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（次条において「<u>指定期間</u>」という。）内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(介護部分休暇)</p> <p>第 8 条の 3 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。</p> <p>2 前項の休暇（以下「<u>介護部分休暇</u>」という。）の期間は、<u>要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護部分休暇については、職員の給与に関する条例第 8 条の 9 の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(休日等の勤務及び休暇の取消し)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>第 7 条から前条までの規定によって職員に休暇を与えた場合において、その事由が消滅したと認めるときはこれを取り消すことができる。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から</p>

<p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と、第1項中「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の正常な運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p>
--	---

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の減額）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認め</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務し</p>

られる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

ないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護部分休暇(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条の2 [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産をしたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、又は出産をしたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイ</p>

(2)～(6) [略]

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	定める	定める額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第3条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第3条第7項	[略]	
[略]		
第8条第5項及び第8条の5第5項	[略]	
第8条第6項及び第8条の5第6項	[略]	

(部分休業の承認)

第25条 [略]

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>高齢者部分休業</u>（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>高齢者部分休業</u>（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間に</p>

に掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) [略]

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	とする	に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第3条第6項	[略]	
[略]		
第8条第5項	[略]	
第8条第6項	[略]	

(部分休業の承認)

第25条 [略]

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間又は同条例第8条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護部分休暇(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の育児休業等に関する条例第15条の改正規定(同条の表第8条第5項及び第8条の5第5項の項及び第8条第6項及び第8条の5第6項の項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(この条例の目的)	(目的)
第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第6条の規定に基き、職員(地方警察職員及び県立学校職員(大学職員を除く。))を除く。)の特殊勤務手当に関し、必要な事項を規定することを目的とする。	第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第6条の規定に基づき、職員(地方警察職員及び県立学校職員を除く。)の特殊勤務手当に関し、必要な事項を規定することを目的とする。
2 [略]	2 [略]
(感染症予防等手当)	(感染症予防等手当)
第7条 感染症予防等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。	第7条 感染症予防等手当は、職員(給与条例第3条第1項第5号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける者及び給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。)が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症で、知事が別に定めるものをいう。以下この項において同じ。)の患者の看護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。
(1) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症で、知事が別に定めるものをいう。)に感染するおそれのある業務	
(2) 結核に感染するおそれのある業務	
2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる業務については290円、同項第2号に掲げる業務については230円とする。	2 前項の手当の額は、従事した1日につき290円とする。
(精神保健福祉業務手当)	(精神保健福祉業務手当)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項の手当の額は、従事した1日につき290円とする。	2 前項の手当の額は、従事した1日につき600円とする。
(深夜看護手当)	(深夜看護手当)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,200円	(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円
(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,800円	(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円

<p>(3) [略] (家畜伝染病防疫等手当) 第12条 家畜伝染病防疫等手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者（第2号に掲げる検査に従事する者を除く。）を除く。）が次に掲げる作業又は検査に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる家畜の伝染性疾病にかかった家畜又はその疑いのある家畜について行う家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条、第6条、第20条又は第31条に規定する作業</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる作業については 290円、同項第2号に掲げる検査については 800円、同項第3号に掲げる作業については 370円、同項第4号に掲げる作業については 260円とする。</p> <p>(特殊現場作業手当) 第14条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う工事の検査、調査、指導又は監督等の作業</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>(用地交渉手当) 第15条 用地交渉手当は、職員が公共事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で知事が困難であると認めるものに従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有害物取扱手当) 第16条 有害物取扱手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>(1) 青酸ガス、臭化メチル、燐化アルミニウム又はクロールピクリンを使用して行うくん蒸作業 (2) ホルマリンを使用して行うくん蒸作業</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる作業については 290円、同項第2号に掲げる作業については 250円とする。</p> <p>(漁業取締等手当) 第17条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき 500円とする。</p> <p>別表第1（第12条関係）</p>	<p>(3) [略] (家畜伝染病防疫等手当) 第12条 家畜伝染病防疫等手当は、職員（知事が別に定める者を除く。）が次に掲げる作業又は検査に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>(1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する感染症（エボラ出血熱及びマールブルグ病に限る。）の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる家畜又は動物に直接接触する業務又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる作業については 290円、同項第2号に掲げる作業については 380円、同項第3号に掲げる検査については 800円、同項第4号に掲げる作業については 370円、同項第5号に掲げる作業については 260円とする。</p> <p>(特殊現場作業手当) 第14条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、別表に定める額とする。</p> <p>(用地交渉手当) 第15条 用地交渉手当は、職員が公共事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）で知事が困難であると認めるものに従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有害物取扱手当) 第16条 有害物取扱手当は、職員が青酸ガス、臭化メチル、燐化アルミニウム又はクロールピクリンを使用して行うくん蒸作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき 290円とする。</p> <p>(漁業取締等手当) 第17条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した1日につき 550円とする。</p>
---	--

家畜の伝染性疾病	
流行性脳炎	炭疽
ブルセラ病	鼻疽
破傷風	結核病
豚コレラ	豚丹毒
狂犬病	口蹄疫
馬バラチフス	ニューカッスル病
出血性敗血症	ひな白痢
腐蛆病	

別表第 2 (第14条関係)

区分		支給額
[略]		
第 1 項第 2 号の作業	[略]	
第 1 項第 3 号の作業		1 日につき 220円
第 1 項第 4 号の作業	[略]	

別表 (第14条関係)

区分		支給額
[略]		
第 1 項第 2 号の作業	[略]	
第 1 項第 3 号の作業	[略]	

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県中央保健所	[略]		宮崎県中央保健所	[略]	
宮崎県都城保健所			宮崎県都城保健所		
宮崎県延岡保健所			宮崎県延岡保健所		
宮崎県日南保健所			宮崎県日南保健所		
宮崎県小林保健所			宮崎県小林保健所		
宮崎県高鍋保健所			宮崎県高鍋保健所		
宮崎県日向保健所			宮崎県日向保健所		
宮崎県高千穂保健所			宮崎県高千穂保健所		
県立宮崎産院	[略]		県立宮崎産院	[略]	
県立延岡産院			県立延岡産院		
県立日南産院			県立日南産院		
宮崎県立看護大学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学	宮崎市まなび野 3	みやざき動物愛護センター	県民の動物を愛護する意識の啓発に資するとともに、動物の適正な飼養の普及に寄与するための施設	宮崎市清武町木原4543番地 8

		丁目 5 番 地 1		
[略]			[略]	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

宮崎県行政機関設置条例（平成11年宮崎県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
<p>第 6 条～第14条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（動物愛護センター）</p> <p>第 6 条 法第 156条第 1 項の規定に基づき、動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、動物愛護センターを置く。</p> <p>2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県動物愛護センター</td> <td style="text-align: center;">宮崎市</td> <td style="text-align: center;">宮崎県</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、法第 153条第 1 項の規定により、知事が宮崎県動物愛護センターの長に委任した事務に係る所管区域は、宮崎市及び東諸県郡とする。</p> <p>第 7 条～第15条 [略]</p>	名 称	位 置	所 管 区 域	宮崎県動物愛護センター	宮崎市	宮崎県
名 称	位 置	所 管 区 域					
宮崎県動物愛護センター	宮崎市	宮崎県					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に宮崎県中央保健所の長がした処分その他の行為であって、この条例の施行の際現にその効力を有するもののうち、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県行政機関設置条例第 6 条に規定する宮崎県動物愛護センターの長（以下「宮崎県動物愛護センターの長」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、宮崎県動物愛護センターの長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に宮崎県中央保健所の長に対してなされた申請その他の行為であって、施行日以後に宮崎県動物愛護センターの長が処理することとなる事務に係るものについては、宮崎県動物愛護センターの長に対してなされた申請その他の行為とみなす。